

## 土木事務所発注工事における不適正な経理処理について

### 1 概 要

平成21年度の青葉土木事務所管内一円工事において、工事代金の一部について別会社を経由して支払うという不適正な経理処理が行われていたことが判明しました。

これを受け、道路局維持課から全土木事務所に対して、同様の案件の有無を調査したところ、緑土木事務所において同様の不適正な経理処理を平成22年度に行っていたことが判明しました。

\*土木事務所管内一円工事・・・日常の施設管理における緊急対応や小規模な補修を行うため、一定の期間、場所を特定せず当該土木事務所管内一円を対象とした舗装や道路整備などの工事

### 2 経 過

#### 【青葉土木事務所】

(1) 平成21年10月上旬～10月中旬

A社が受注した青葉土木事務所発注の工事1について、契約金額を超えた工事代金が発生しました。そこで、超過工事代金相当分を、青葉土木事務所発注で別の工事（工事2）を受注していたB社を経由してA社へ支払うこととしました。

(2) 平成21年10月27日

工事2の完了後、B社の請求に基づき、A社の超過工事代金相当分約139万円を上乗せした工事代金をB社に支払いました。

(3) 平成23年8月22日

平成23年度の青葉土木事務所管内一円工事において、A社が工事代金を過大請求していることが判明したため、財政局契約第一課が、A社に対し事実確認を行った際、過去の工事1において工事代金の一部（超過工事代金相当分）につき、不適正な経理処理がなされたことが情報提供されました。

(4) 平成23年8月25日

青葉土木事務所が当時の関係職員に上記（1）及び（2）について事実確認を行ったところ、当該事実があったことが判明しました。その後、A社に確認したところその事実があったことが裏づけられました。

#### 【緑土木事務所】

(1) 平成22年10月下旬

C社が受注した緑土木事務所発注の工事3について、契約金額を超えた工事代金が発生しました。そこで、超過工事代金相当分を、緑土木事務所発注で別の工事（工事4）を受注していたD社を経由してC社へ支払うこととしました。

(2) 平成23年4月8日

工事4の完了後、D社の請求に基づき、C社の超過工事代金相当分約154万円を上乗せした工事代金をD社に支払いました。

(3) 平成 23 年 8 月 30 日

道路局維持課からの調査指示に基づき、緑土木事務所において職員に確認したところ、上記(1)及び(2)の事実があったことが判明しました。その後、C社、D社に確認したところ、その事実があったことが裏付けられました。

### 3 不適正な処理

- (1) 工事の執行管理が不十分であり、その結果、契約金額以上の工事を指示し、超過工事代金が発生したこと。
- (2) 超過工事代金相当分を、実際には工事をしていない別会社を経由して支払う不適正な経理処理を行ったこと。

### 4 今後の対応

#### (1) 調査の実施

道路局コンプライアンス推進委員会を中心に関係区局の協力も得ながら調査チームを結成し、過去の土木事務所管内一円工事について、事実確認、原因究明など徹底した調査を行います。

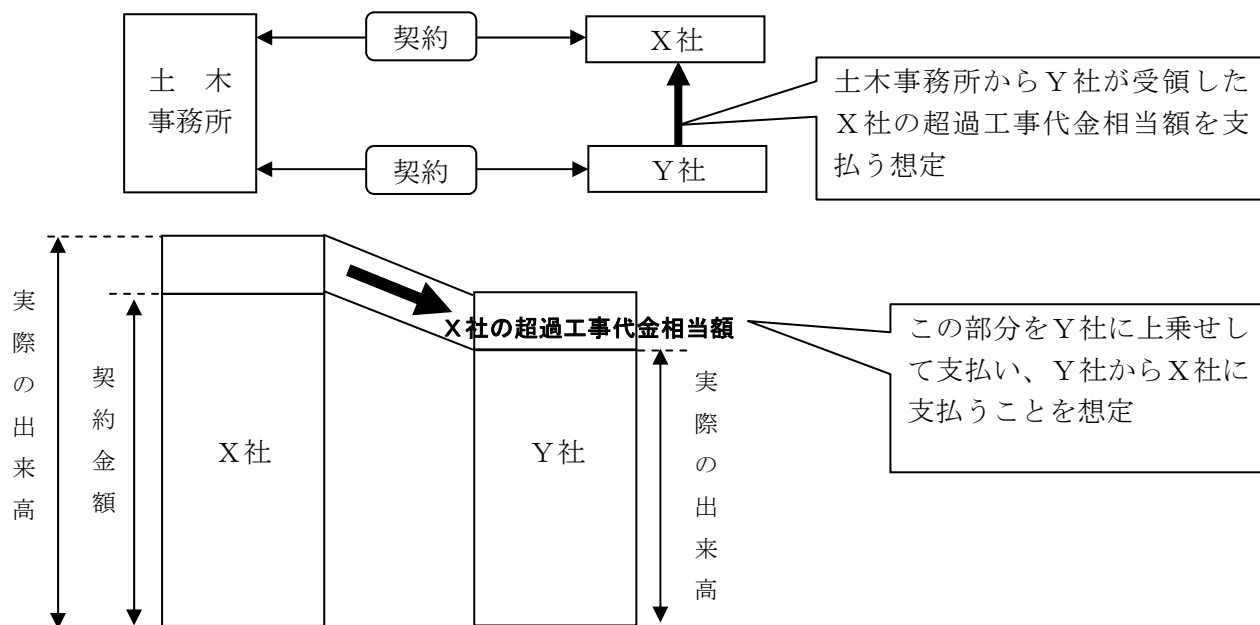
#### (2) 再発防止策の策定及び徹底

適切な執行管理、厳格な監督業務の実施について、各土木事務所に指示します。

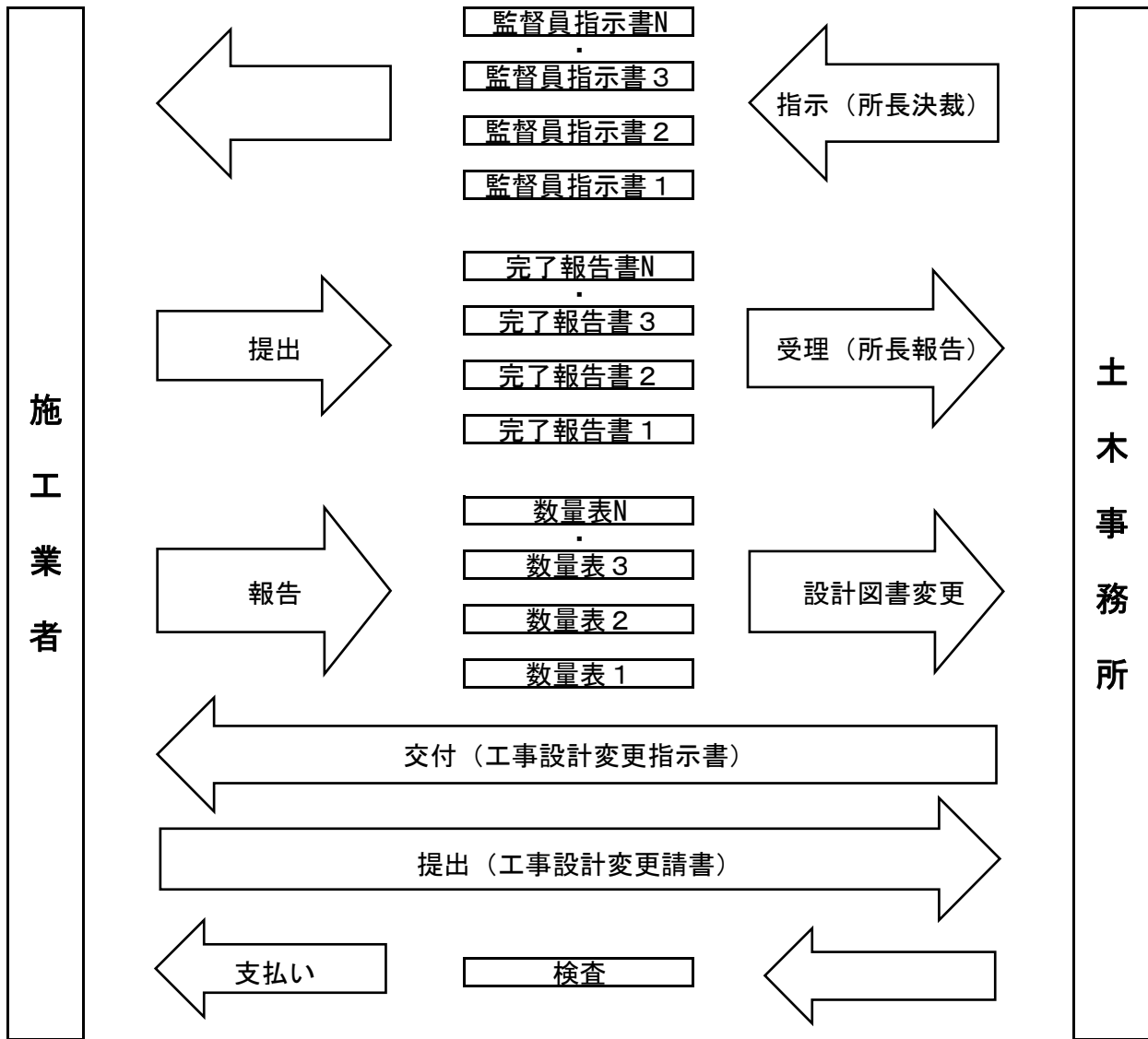
また、調査の結果を踏まえ、調査チームにより、具体的な再発防止策を策定し、土木事務所職員に徹底することにより、二度とこのようなことが起こらないようにします。

なお、調査結果及び再発防止策については、まとまり次第、報告します。

#### 【参考】



土木事務所管内一円工事の業務の流れについて  
 <道路整備工事、舗装補修（応急修理）工事>



土木事務所管内一円工事の契約と工事の流れについて  
 <道路整備工事、舗装補修（応急修理）工事>

